

行政ほっかいどう

77.5

〈題字は北海道副知事寺田一寿男さんが揮毫〉

本会の発足時を顧みて

元会長 渡辺慶吉

会報100号を数えるに至り、心から祝意を表するとともに、ますますの発展を願うものである。

顧みると、昭和35年9月、本会の創立総会において、はからずも私が初代の会長に就任することになった。会報第1号は、翌年1月20日に当時副会長で、企画部長をも兼ねていた藤山利夫氏の手によってうぶ声をあげたものであった。

当時の会報には、会員数310名（現在1,116名）会費月100円、入会費1,000円等と記録されている。目玉は行政書士法違反者の根絶と報酬額の改定問題であり、当時の会員の声が如実に反映されている。

そのころの報酬額は、昭和26年に定められたまま、すでに9年を経過しているので、熱心に要望運動を展開した結果、翌37年3月、例えば①考案を要しない書類40円が100円に ②考案を要する書類80円が200円に ③略図50円が100円に ④縮尺図100円が250円に ⑤公簿閲覧50円が100円に北海道規則の改定公布をみるに至った。

当時は、会費未納会員の処分問題が命題の一つであったように記憶している。

本会の重点や問題点は今もなお大筋では変わらないように思えるが、それにしてもニセ書士の排除ほど、労多くして実りの少ないものはないと慨嘆している昨今である。

第100号の発刊を祝って

日行連副会長 藤山利夫

昭和36年1月20日北海道行政書士会会報第1号

が発刊され、以来北海道行政書士会運営の歴史を物語る会報が、幾多の移り変りをし乍らも、ここに第100号の発刊を見るに至った。本会の発展とともにこの上もない喜びであります。

行政書士が自主運営の強化を図るため、昭和35年法の改正によって都道府県の区域毎に一箇の会の設立を強制され、北海道行政書士会は、初代会長を努めた渡辺慶吉氏を中心として私共数名が発起人となり、道地方課に依頼し全道支庁長から、管内における書士業務を行っている方々に呼びかけ、全道の行政書士33名が札幌市に参集し、昭和35年9月11日北海道行政書士会の創立総会を開催し、本会が誕生したのであります。本道の広汎な地域に点在する会員231名（35.12.5現在）に対して会の運営目的を達成するため、会報発刊の必要性に迫られ、私が編集者となり、記録したノートから記事を取纏め北海道行政書士会会報第1号として発刊したものであります。

茶褐色に変色した第1号の頁をめくると、会長就任挨拶・自治省通達・北海道行政書士会役員名簿・会の動き・創立総会議事録・常任理事会議事録・事務局便り・行政書士試験案内・あとがき、となっており、ザラ紙B5判両面刷10頁のタイプ印刷で大変粗末なものです。因に会の財政は、昭和35年度（創立年度で35.10.1～36.3.31）収支予算額964,000円に対して、決算額312,300円、昭和36年度収支予算額は711,120円で、現本会費に還元すると20名分であり、いかに苦難の運営であったかは、御想像にお委せいたします。

昨年法制定25年と会創立15年の記念事業として日行連会報合冊の編集発刊を私が担当した。行政書士業界が明日への発展を目指し、その途を拓くためには、先人の築きあげた運営の経緯を、これ

ら会報によって十分認識理解し、その歴史的基盤に立って組織運営に、また職域の擁護と確立に役立てられることを期待したものであった。本会の会報においても全く同じで、会報は会運営の記録帖である。会の運営に当る人達は、この記録をもとに組織体として、一貫した流れの中であしたの計画を策定し、書士の社会的定着への努力が望ましいと痛感しているものであります。

監事の職務

細木貞次

50年7月、はじめて北海道行政書士会監事に選任されて以来、2年の任期がまもなく終わろうとするいま、監事という職責が、いかに専門的知識のかん(涵)養と、高度の識見(教養)が要求されるか、ということを痛感し、深く反省の念にかられる。

わが会はもともと、監事の職務として「会務すなわち業務の執行」についても監査することを会則をもって規定しているが、わが会の役員を含めて一部の諸君の中には、監事がいわゆる「業務監査」をするのは、昭和49年法律第21号「商法の一部を改正する法律」によるものと解している向きがある。

もっとも、以前のわが会では、会計に関する事項のみを形式的に「監査」し、定時総会において「関係書類を監査したところ、いずれも適切妥当であった。」旨のキマリ文句を述べるのが監事の職務のすべてであるかのような慣行があったことは否定できない。

民法は、監事の職務として、その59条に4個の事項をあげており、学説はまた「監事はその監督者たる職責を果たす上に必要と思われることは、これ以外のことでもなすことができる」(我妻栄ほか「民法総則」一粒社)としている。

わが会の役員選任にあたって、従来とかく「監事すなわち年寄りの隠居仕事」という低次元での選考は、もはや終わりとしたいものである。

時あたかも、わが北海道行政書士会の本年度定時総会では、役員改選が行われる。

本号が総会開会前に、構成員各位の手もとに届き、本稿が一読されて、認識をあらたにする一助

となっただけならば、幸甚これに過ぎるものはない。(52.5.3 北海道行政書士会監事)

業務資料

離婚届の撤回

≡カッとって離婚届にハンを押したけど≡(その2)

右のようなやり方には問題がないわけではないが、とにかく不受理申出制度というものを残す以上、このような問題について何等かの手をうつ必要があり、そのためには離婚届も不受理申出も、本籍地の市町村役場にしか出せないことにすればいちばん簡単である。しかし、それでは離婚届を出すのが不便になるという難点がある。

それが、最近この点について扱いを変更することになった。それは昭和51年1月22日の法務省民事局長通達によるもので、不受理届等は申出人の本籍地の役場に出すことに統一され、もし非本籍地の役場に出されたときは(これを拒絶するというのではなく受理したうえで)これを本籍地の市町村長に送付してくれる扱いとなった。

| | | | | |
|---------------------------------|---|------------|------------------|----|
| 不受理申出 昭和 年 月 日申出 | 受付 受理番号 第 号 整理番号 第 号 | 昭和 年 月 日 号 | 受理 昭和 年 月 日 号 | 蓋印 |
| | 送付 受理番号 第 号 整理番号 第 号 | 昭和 年 月 日 号 | | |
| 氏名 | | 戸籍調査 | 不受理期間終了日 | |
| | | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 不受理処分をする 届出 | 届出事件の種類 | 届 | | |
| | 氏名 | | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| | 住居 (住民登録をして いるところ) | 番地 番号 | 番地 番号 | |
| 本籍 | 番地 | 番地 | 番地 | |
| 申請者氏名 | | 代理人の氏名 | | |
| 申出理由 | <input type="checkbox"/> 届出の意思がなく、届書に署名押印したこともない <input type="checkbox"/> 届書に署名押印したが、その後、届出の意思をなくした | | | |
| 不受理期間 (上記届出について不受理の取扱いをする期間) | <input type="checkbox"/> 本申出書受付の日から6ヵ月間 <input type="checkbox"/> 本申出書受付の日から□年□月□日まで (6ヵ月を超えないようにすること) | | | |
| その他 | | | | |

上記届出が不受理期間中に提出された場合には、これを受理しないようお願いいたします。

| | |
|------------------|----|
| 申出人 署名押印 | 印 |
| 連絡先 (連絡方法の希望) | 電話 |
| (希望) | |

注意事項

- あなたが届出人でない届出についての不受理申出はできません。
- この不受理申出書はできるだけ本籍地の市町村に提出してください。
- 不受理期間を記載しない場合又は6ヵ月を超えない期間を記載した場合には、不受理期間を6ヵ月とします。
- あなたが不受理期間中に転居した場合には、以後、この申出は転居地市区町村長に対する申出となります。
- 不受理の取扱いをすることについて市区町村・法務局から質問又は出頭依頼をする場合がありますので、確實な連絡先を記載してください。
- 不受理申出の意思を改めた場合には、必ず自分で署名押印した取書書を出してください。
- 不受理期間終了後も不受理の取扱いを希望する場合には、改めて申出書を出してください。提出のない限り、申出の意思をなくしたものと取り扱います。

なお、本籍地の市町村役場に出したあとで本籍地が変わったという場合は、現籍地の市町村長から転籍地の市町村長に申出書が送付される。つまり、大変サービスがよくなったわけだ。

このようにして不受理届等が役場に出されていれば、前記の有効期間中に離婚届等が出されていても、調査して、届出のときに届出意思が欠如していたと認められるなら、その届出は無効なものとして処理されることになる。

この届出は郵便でもできる。届出の様式は図のようになって、これも右の通達と同時に従来の様式が変更され、翻届届も不受理届も同一の様式（不受理申出書）に書き込むようになっている。

まあ、そういうことであるから、あなたの場合も役場に行って、一応この届けをしておくのがよいだろう。そうでなく、妻から離婚届や離縁届が出されてしまうと、こんどは訴訟手続きによらないと、離婚や離縁を無効にできない。

そうすると、あなたがカッとになってハンを押したということで、離婚や離縁の意思がなかったといえるかどうか、やっかいな問題になってくる。

そうして、届けを出して、奥さんの行方を探して、なんとか仲よく暮らせるように努力してみたまえ。せっかく縁あって結婚し、子までなした仲なのだから、よりがもどって親子三人円満に暮らせれば、それにこしたことはないと思うよ。

支部だより [総会]

| 支部名 | 月日 | 時 | 場所 |
|-----|------|--------|---------|
| 苫小牧 | 4.16 | PM1:00 | 苫小牧市民会館 |
| 小樽 | 4.30 | PM1:00 | 小樽市民会館 |
| 十勝 | 5.7 | PM1:00 | 帯広市水公園 |
| 室蘭 | 5.14 | PM1:00 | 輪西市民会館 |
| 空知 | 〃 | PM1:30 | 農協青婦会館 |
| 網走 | 5.15 | PM1:00 | 北見トヨペット |

理事会・支部長会議合同会議

昭和52年第1回理事会・支部長会が去る4月23日午前10時から、札幌の自治会館において開催された。

議題は 1. 総会提出議案について 2. 経理規程



の制定について 3. 日行連代議員の選出及び出席者等について熱心に審議された。

総会議案の審議過程のなかで、本会の運営組織を改善するため、本年度において特別委員会を設置することに決定されたほか、綱紀委員会規程の改正案は、調査活動にあたり支部長へ通知するという原案に対して意見の対立があり、本年度の提案は見送りとなった。経理規程の制定については原案通り可決になり、官庁会計方式により経理事務を処理することに方向づけがなされるとともに細部についての規定化が実現し、昭和52年度から適用されることになった。なお、出納閉鎖事務は4月20日まで行えることになったので、例えば、支部交付金は3月31日の会費収入に基づき、4月20日までに支出すればよくなって、毎年多額の過年度支出をしなくて済むことになった訳である。

6月東京で行われる日行連総会への出席者は、会長のほか代議員として細木（釧路）、木川（札幌）、豊田（十勝）の3名に決定された。

この度の会議では、事務局の強化、職員の待遇改善について発言があったが、事務局体制が未熟な中で多年劇務に従事され昨年退職された山本正一氏（前事務局長）と事務員の山本ます子さんに感謝状を贈るということで満場一致決定された。

◇…………◇…………◇
印紙税法と登録免許税法が改正され、5月1日から適用されましたので、十分御注意ください。

叙勲受章のおしらせ

札幌支部
須 具 義 夫 70才（行政監察功勞）
南区真駒内曙町3の6の1（勲5等瑞）
三 浦 喜 旌71才（警察功勞）
北区北32条西5の120の2
苫小牧支部
川守田 鉄 雄65才（警察功勞）（勲6等瑞）
白老町字石山27の48



文
芸
欄

草のなかに
身を投げだして

杉浦六心・撰

草のなかに 身を投げだして
やわらかい葺の茂みに 耳をかたむける
葺は風にみだれてささやき やがて
私の目から 空を蔽いかくした

もはやすこしも苦悩を知らない
そのときが 近づいてくる
今日はまだ こんなに悲しいが
そのときがくれば それも おしまいだ

そのときがくれば 私のあつい血は
つめたく 透きとおって 葺とクローバのあいだをかけめぐり
いま この時の はげしい悲しみも
しずまり冷え おしまいとなる

私のあこがれが 紡ぎだしたもの
夢は 一つの花となるだろう
ふるさとに辿りついた子供
私は その芳香のなかで 眠りこむのだ

(ヘッセの詩より)



ゴールデンウィークも過ぎて、北海道にも愈々初夏が訪れてきた。会員各位のウィーク振りは如何であったかと想像しながら、担当最後のこの欄を埋めることに「旅愁」を感じる。

顧みると、昨年の総会特集号より編集委員長として理事会において指名されてより 100号を各位に送ったものである。丁度、本号が通巻 100号となり、元・前会長の寄稿をお願いした所、貴重な体験談を掲載でき、編集者として光栄の至りと存ずる。本年の総会を間近に控え、事務局もテンヤワヤの大騒ぎである。さきに述べた如く、昨年の総会号以来、行を共にした副委員長の渡辺理事、札幌支部よりすいせんを受けた平沢委員共に病魔に倒れ、結局は一番若い(?)小生のみが残り、文字通り孤軍奮闘としたい所であるが、事務局長の格別な御協力による賜であることを、この欄をお借りして報告する。在任中に第三種郵便物の認可申請の許可が得られなかったことのみ心残りなるも、鉄道弘済会御当局、道庁地下の書房赤レンガ各位の御協力により曙光を見い出せたことのみを望みとしている。

(S生)